第２０号議案

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成３０年(２０１８年)３月９日

提出者　町田市長　石　阪　丈　一

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年１２月町田市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第５条の２」を「第５条の２第１項」に改める。

第５条第１項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第９条第１項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第１７８条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下」を加える。

第１６条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準」を「町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成２７年３月町田市条例第９号。以下「指定介護予防支援等基準条例」に、「第３０条第９号」を「第３３条第９号」に改める。

第４４条第６項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第４５条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第１９２条第２項」を「第１９２条第３項」に改める。

第４６条及び第６０条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第６５条中「第５７条」を「運営規程（第５７条」に改め、「関する規程」の次に「をいう。第３２条において同じ。）」を加える。

第６７条第２号中「指定介護予防支援等基準第３０条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第３１条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第３３条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準条例第３４条各号」に改める。

第７２条第２項及び第７３条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第７８条に次の１項を加える。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第８３条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第８６条中「第８０条」を「運営規程（第８０条」に改め、「関する規程」の次に「をいう。第３２条において同じ。）」を加える。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

＿部分は改正部分

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
（基本方針） 第４条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	（基本方針） 第４条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
（従業者の員数） 第５条　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第２項に規定する診療所をいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、そ	（従業者の員数） 第５条　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第２項に規定する診療所をいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
れぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（３）　略 ２～７　略 （利用定員等） 第９条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第１７８条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下とする。 ２　略 （心身の状況等の把握） 第１６条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成２７年３月町田市条例第９号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第３３条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下こ	号に定めるところによる。 （１）～（３）　略 ２～７　略 （利用定員等） 第９条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに１日当たり３人以下とする。 ２　略 （心身の状況等の把握） 第１６条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第３０条第

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
の章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（従業者の員数等）
第４４条　略
２～５　略
６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
<table>
<tr><td>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</td><td>介護職員</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
７～１３　略
（管理者）
第４５条　略
２　略
３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生
</td><td>
９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
（従業者の員数等）
第４４条　略
２～５　略
６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
<table>
<tr><td>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</td><td>介護職員</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
７～１３　略
（管理者）
第４５条　略
２　略
３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、
</td></tr>
</table>

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９２条第３項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第７２条第２項及び第７３条において同じ。）として認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９２条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第７２条第２項及び第７３条において同じ。）として認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）	（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）
第４６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第４６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第６０条　略	第６０条　略
２　略	２　略
３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
（準用）	（準用）
第６５条　第１１条から第１５条まで、第２１	第６５条　第１１条から第１５条まで、第２１

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
条、第２３条、第２４条、第２６条、第２８条、第３１条から第３６条まで及び第３７条（第４項を除く。）から第３９条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第５７条に規定する重要事項に関する規程をいう。第３２条において同じ。）」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第２６条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、第２８条第３項及び第３２条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護に」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護に」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。	条、第２３条、第２４条、第２６条、第２８条、第３１条から第３６条まで及び第３７条（第４項を除く。）から第３９条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第５７条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第２６条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、第２８条第３項及び第３２条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護に」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護に」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。
（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）	（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）
第６７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第４３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第６７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第４３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
（１）　略	（１）　略
（２）　介護支援専門員は、利用者状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準条例第３３条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準条例第３４条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成すること。	（２）　介護支援専門員は、利用者状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第３０条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第３１条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成すること。
（３）～（１５）　略	（３）～（１５）　略
（管理者）	（管理者）
第７２条　略	第７２条　略

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
２　共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第７３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （身体的拘束等の禁止） 第７８条　略 ２　略 ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 （２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （３）　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期	２　共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第７３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （身体的拘束等の禁止） 第７８条　略 ２　略

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
的に実施すること。 （協力医療機関等） 第８３条　略 ２　略 ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 （準用） 第８６条　第１１条、第１２条、第１４条、第１５条、第２３条、第２４条、第２６条、第３１条から第３４条まで、第３６条、第３７条（第４項を除く。）から第３９条（第５項を除く。）まで、第５６条、第５９条及び第６１条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第８０条に規定する重要事項に関する規程をいう。第３２条において同じ。）」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第２６条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第３２条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護に」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護に」と、「６月」とあるのは「２月」と、第５６条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	（協力医療機関等） 第８３条　略 ２　略 ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 （準用） 第８６条　第１１条、第１２条、第１４条、第１５条、第２３条、第２４条、第２６条、第３１条から第３４条まで、第３６条、第３７条（第４項を除く。）から第３９条（第５項を除く。）まで、第５６条、第５９条及び第６１条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第８０条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第２６条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第３２条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護に」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護に」と、「６月」とあるのは「２月」と、第５６条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。